



森林と創造

「森林と人が共生する豊かな未来のために」

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
要覧 2020



森林と創造

目次	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合要覧2020
森林と共生し、新たな入会の時代を切り拓く	3
持続可能な環境と社会の実現	5
【対談】 渡辺正志 × 瀬古利彦	7
恩賜林百年の森づくり構想・入会文化の継承	11
健全な森林の維持	13
森林を活かした地域経済の活性化	14
入会の民、森の人のための場の提供	15
森林学習施設 ふじさんのぬく森 キポキポ	16
施設紹介	17
組合の組織	19
執行機関・公平委員・監査委員	19
議会	20
令和2年度一般会計当初予算・旧11ヶ村入会組合	21
組合の歴史	23
富士山北面入会地とその周辺	25



組合長
渡辺 正志

ごあいさつ

私は、令和元年9月に富士山北面入会住民の代表である組合会議員の全員のご推挙により、第34代組合長に就任いたしました。

恩賜林組合の使命は、先人たちが残してくれた富士山北面の入会財産を次の世代に繋いでいくことであります。

富士山北面の入会財産である森林は、様々な生物が生息し、土壌を保全し、水を育み、気候変動対策に貢献し、山地災害を防止するなど、持続可能な開発目標に貢献する森林となっています。

入会住民の皆様とご協議のもと、この森林空間を現在及び将来世代の便益のため、森林の経済的、社会的、環境的な価値を維持し高めていくための施策実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと存じます。

森林と共生し、 新たな入会の時代を切り拓く

**母なる富士の懷で、自然の恵みを享受し、
分かち合う入会の精神を守り、引き継ぐ。**

富士山が世界文化遺産に登録されて以降、国際的にも注目を集め、富士北麓地域はさらなる発展に向かって前進を続けています。現在は可能性に満ちたこの地域も、その昔は火山灰地で土壌が痩せ、気温も低く農耕に適していなかったことから、人々の暮らしは苦しく、生きるための糧は森や野山から得ていました。その中で、富士山北面の旧11ヶ村（上吉田村、松山村、新屋村、下吉田村、新倉村、大明見村、小明見村、山中村、平野村、長池村、忍草村）の人々は、

限りある自然の産物を分かち合うために「入会」という文化を築き上げていったのです。

本組合は入会御料地や旧11ヶ村の共有地を統制管理するために明治時代に設立され、現在の「富士吉田市外ニヶ村恩賜県有財産保護組合」へと発展していきました。昭和時代に、大部分が北富士演習場となり、大きな制約を受けるようになりましたが、「北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定」を国と締結するなど、この地が有する入

会権の擁護に努め、入会住民の幸せや富を創出する任務を遂行してまいりました。入会権を堅持し、未来へと引き継いでいくことは、設立当初から現在に至るまで一貫した本組合の責務であり使命です。そして令和という新しい時代を迎えた今、私たちが「新たな入会」の時代を切り拓く時がやってきました。先人たちのたゆまぬ努力の歴史を忘れることなく、この尊い財産を守り、活かしながら未来につなげていくために、本組合は力強く挑戦していきます。



**長期的な視野で、
森林の可能性を引き出す。**

私たちの入会地は約8100ヘクタールに及ぶ広大なものです。そこにはたくさんの動植物が生息するなど貴重な生態系が確立され、また溶岩流など富士山の麓の地域ならではの地形も見られる自然の宝庫です。清らかな富士山の伏流水はさまざまな産業にも活用され、美しい景観は世界中の人々を魅了してやみません。かつては生きるための糧を得る場であった入会地も、今は木材、エネルギー、産業、教育、健康増進など、入会住民の生活の充実と地域経済の活

性化に寄与する、新しい時代に即した役割を担うようになりました。私たちの誇りであるこの自然環境を守り、豊富な森林資源が有する無限の可能性を引き出すためには、森林の保全・維持管理を行うと共に、今後の森林整備事業も計画的に取り組むことが重要です。

本組合では豊かな森林資源を次世代に継承していくために、長期的な視点に立ち、使命感をもって森林の保全並びに活用に関するさまざまな取り組みを推進しています。



持続可能な環境と社会の実現

～森林が持つ、多面的機能を未来へつなぐ～

森林保全とSDGs。私たちが創造する未来。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す17の目標で構成されている国際目標です。これは2015年の国連サミットで採択されたもので、目標には「持続可能な森林の経営」など、森林に関する項目が多くみられます。日本もSDGsに積極的に取り組む中、豊かな森林と共生している私たちが率先して貢献することには大きな意味があります。森林はさまざまな生物が生育し、土壌を保全し、水を育み、豊かな海をつくり、気候変動対策に貢献し、

山地災害を予防するなど、多面的機能を持っています。この機能を十分に発揮させるために私たちが取り組む森づくりは、未来の豊かさにつながるものです。

先人から受け継いだ入会地の大切さを子どもたちに伝え、次の時代に引き継いでもらうために、本組合では子どもたちの未来につながる取り組みとして、森

林の素晴らしさを肌で感じながら楽しめる森林学習施設「ふじさんのぬく森キボキボ」を新設するなど、森林教育やレクリエーションの充実も図っています。



時代と共に人々の暮らしは変化し、森林の関わり方も変わってきました。その昔、主に産物の採取を目的として利用されてきた入会地も現在はさまざまな役割を担い、活用されています。世界遺産富士山の

美しい景観を作る入会地の森林は、地域のより良い未来を創出していく場へと発展しました。本組合は、この森林を保全し次世代に継承していくため、「百年の森づくり構想」に基づき、健全な森づくり事業を展開しています。

また、スポーツイベントの開催や観光振興など、あらゆる人が森林と関わる機会を設け「持続可能な入会地」として、だれもが森林の恩恵を享受し、健康的で文化的な豊かな時を過ごす拠点づくりも進めています。



「持続可能な入会」を創り 新時代を築く。

対談

横浜DeNA ランニングクラブ
渡辺正志 × **瀬古利彦**

健康的で心豊かな暮らしを叶え、
未来への希望を生み出す「持続可能な入会」を目指し、
マラソン界のレジェンド瀬古利彦氏と渡辺正志組合長が語る。



スポーツで実現する社会貢献を
富士山の自然が結びつけた。

渡辺 富士山での駅伝大会実現を目指していた瀬古さんがこの地を訪れた時に会いましたから、もう10数年のお付き合いになりますね。あの時「スポーツで社会貢献をしたい」とおっしゃった瀬古さんの言葉に感銘を受けたことは、今でも鮮明に覚えています。

瀬古 私は現役時代から合宿で富士北麓地域に来ていまし

たし別荘もあるので、この地域はホームタウンのようなものです。富士山の素晴らしい自然環境に恵まれて、空気も水も旨いこのロケーションでは是非大会を開催したいと思ったんです。大会はチャリティーで、収益は難民救済にあてました。大会後には私も実際にシューズやTシャツを持ってタンザニアに足を運び、現地で駅伝大会も開催してきたんですよ。



入会という文化、そして豊かな自然環境を
スポーツと融合して新しい時代の扉が開く。



【瀬古利彦氏プロフィール】

1956年7月15日生まれ。三重県桑名市出身。
高校時代から本格的に陸上競技を始め、早稲田大学時代には、箱根駅伝で活躍し、トラック競技でも日本記録や世界記録を樹立、マラソンでも活躍し、その才能を大きく開花させた。名だたる国際大会で優勝を重ね、オリンピック出場などの輝かしい成績を取る。
現役引退後は指導者としてオリンピック選手を輩出するなど、後進の育成に尽力している。陸上界の第一人者として、メディア出演、執筆、講演活動など幅広く活躍中。

先人から受け継いだ尊い財産 恩賜林は人と自然が 共生している場所

瀬古 恩賜林は富士山の大きな自然の恵みを享受する素晴らしい所ですね。この地の森林環境や「入会」文化はどのように築かれたのですか。

渡辺 入会の歴史は江戸時代に始まりました。富士山の噴火の影響で土地が痩せていたため、当時は農産物が思うように作れなかったため、人々は生きるために山菜などの自然の産物を採って暮らしていました。そして限りある産物をみんなで分け合うために「入会」という文化をつくったのです。長い歴史の中で、戦争や自然災害など多くの困難に見舞われても、先人たちは力を尽くして入会地を守りました。つまり、この豊かな自然や森林は、先人から受け継いだ尊い財産なのです。

瀬古 そういった歴史があるからこそ、この地域には人と自然が共生する文化が築かれているんですね。

時代のニーズに合わせた 森林資源の活用を進めて この環境を次世代につなぐ

渡辺 生きるための糧を得るために始まった入会も、時代の流れの中でその役割は大きく変わり、現在は森林の持つ多面的な機能や価値の活用を目指した取り組みが強化されています。

瀬古 素晴らしい環境が次世代に引き継がれていくわけですね。自然とふれあうと気持ちも晴れ晴れしますし、新しい発見や心地よい刺激は心身の健康に良い影響がありますから、小さな子どもからお年寄りまで、多くの人に森や自然に親しんで欲しいと思います。

渡辺 はい。そこで私たちは子どもたちが木の玩具や遊具で思い切り遊べる森林学習施設「ふじさんのぬく森キボキボ」を新設したり、家族みんなでくつろげる芝生広場や、バーベキューハウス、芝桜などの花々が楽しめる庭園も整備しました。
瀬古 贅沢に木を使い、赤ちゃんから大人までみんなが木にふれあえる「キボキボ」のような施設は、今まで見たことがありません。ぬくもりがあふれていて、心が優しくなりますね。

富士山の自然と スポーツの融合から 「持続可能な入会」を創造

渡辺 森林の恵みは本当に多岐にわたります。この環境を今後スポーツにも積極的に活用していきたいと考えています。瀬古さんはどうお考えになりますか。

瀬古 富士北麓はスポーツをするのに最高のロケーションです。走ることに着目して考えると、足に優しい路面で、木々が日差しを適度に遮ってくれるコースが望ましいですね。国立公園内で



すから制約される部分もあると思いますが、環境に配慮しながら自然と共生した整備が進んでいくことを期待しています。設備整備が充実すればオリンピック選手のトレーニングにも十分対応できると思います。もちろん市民ランナーの方や、健康増進のためにウォーキングをされる方、さらにはマウンテンバイクなどのアクティビティまで活用の幅が広がるのではないのでしょうか。

渡辺 東富士五湖道路に富士吉田南スマートインターチェンジ(仮称)の設置も決まり、首都圏からのアクセスも向上しますので、スポーツと観光を結びつけて多くのみなさん楽しんで

いただける場をつくって行きたいと考えています。

瀬古 日本が誇る富士山の自然とスポーツの融合は、健康増進、地域経済の活性化、観光振興などさまざまな可能性を広げる原動力になると思います。精一杯協力させていただきます。

渡辺 私も組合長として新しい時代を見据え、多くの人々に親しまれる「持続可能な入会」の創造に努めて行きたいと思っています。今日は本当にありがとうございました、これからもよろしく願いいたします。



恩賜林百年の森づくり構想

～継承と創意により、新しい入会のあり方を構築～



富士山北面の広大な入会地を統制管理し、未来に渡るまで地域の入会住民の「幸せ」「富」を創出していくことが私たちの任務の根底にあります。これまでも、この地に生きた人々から託された、かけがえのない宝である森林と文化を守り継承してきました。この貴重な地域の財産をしっかりと後世につ

ないでいくために、私たちは時代のニーズに応える新しい入会地のあり方を模索し、さらなる発展を目指して恩賜林百年の森づくり構想を策定しました。この取り組みは4つの事業を根幹として展開しながら豊かな入会地の将来像を描くプロジェクトです。

4つの事業

～豊かな未来のために、継続的な発展を目指す～

1

入会文化の継承

自然から生活の糧を得ていた時代から、人々は「分かち合うこと」の大切さと「森林資源」の尊さを感じながら「入会」という文化を守り成熟させてきました。この入会文化を再認識し、継承していきます。

2

健全な森林の維持

入会住民が美しい森林を背景に安心して豊かに暮らせる富士北麓地域を実現し、その素晴らしい環境を未来へ継承していくために、森林が持つ多面的機能が継続的に発揮されていく森林環境を創造していきます。

3

森林を活かした地域経済の活性化

森林環境教育や森林の癒し機能を活用した観光関連産業などの創出、木材産業の新たな技術開発などを進めて、富士北麓地域の経済活性化に貢献していきます。

4

入会の民、森の人のための場の提供

森林を伝える人・森林を利用する人・森林をつくる人など多様な人材を育成するために、人々が自然の素晴らしさを感じ、知識を深められる空間を整えていきます。

入会文化の継承

～先人たちの足跡、その尊い歴史・文化を後世に～

その昔、人々は生きるために、生活の糧を森や野山に求めました。限りある自然の産物を分け合うため、人々は「入会」という文化をつくり、「分かち合う」ことで生き抜いていったのです。しかし、その道は険しく、さまざまな困難が行く手を阻みました。その度、私たちの祖先は命がけで苦難を乗り越え、道を切り開き、入会の権利を守り抜いたのです。

時は流れ、私たちの暮らしは豊かになり、入会の姿も変化しましたが、地域住民が協力して入会文化を守り、分かち合う精神は今もなお、受け継がれています。これから先の未来、さらに地域は変化していくことでしょう。しかしながら先人たちが築いた尊い文化は色あせることはありません。本組合でも、絵本の作成や、講演会の開催、DVDの作成等を行い、世代を超えた人々に広く入会文化を伝承するための取り組みを実施しています。



恩賜林百年の森・絵本シリーズ
富士山北面の入会の歴史などについて、子供向けの冊子・DVDを作成し、地元の小学校高学年の皆さんなどに配布しています。

北富士演習場内 国有入会地等の「火入れ」

古くから、土地を豊かにし林野産物の育成や増産を目指すために各地で行われてきた火入れですが、私たちににとっては、もう一つの重要な意味を持つ行事になっています。「北富士演習場内国有入会地等の火入れ」は、入会住民が富士山北面に旧来から有する入会慣習に基づいて、入会行為の利便および入会思想の高揚を図る機会になっています。この火入れは入会権の明認行為として毎年春先に行われ、旧11ヶ村住民の入会権擁護の意味を持つ、大切な行事のひとつです。



健全な森林の維持

～森林から享受する恩恵を次世代に手渡すために～

造林事業 健全な森林を保全することは使命



地ごしらえ 秋から冬にかけて、枝や雑木、根などを集め棚積みし、苗を植える準備をします。



間伐

成長に伴い、込み合ってきた植栽林から木々を間引くことで、成長に必要な適度な空間を作り、林床まで陽光が届くようにします。公益的機能を十分に発揮できる健全な森林を育成し、価値の高い木材を生産する、重要な作業です。伐採された木材も、木質バイオマスであるペレット燃料や木工製品として有効活用しています。



新植

4～5月には、新しい苗の植え付けをします。周囲の木片や雑草の根を取り払い、一本一本丁寧に植えていきます。

除伐

天然木や発育の悪い植栽木を除去し、陽光、通風、水分や養分といった生育条件を整えます。通常、10年目から30年目までの間に4回程度行います。



下草刈り

新植した苗木の周囲から雑草や雑木を取り除き、発育環境を整えることで、水分や栄養分の吸収を促進するとともに、病虫害からも保護します。作業は7月～8月に集中して行い、新植から5年間続けます。



森林を活かした地域経済の活性化

～森林資源を産業に活かし地域経済に貢献～

木質バイオマス活用事業 木質バイオマス利活用による持続可能な社会

組合入会管理地の森林資源を利用した伐採・搬出・加工等の燃料化システムを基盤とする、地域循環型木質バイオマスエネルギー利用体系の構築を目的とした木質バイオマス生産施設において、将来的には年1,200トン生産し、地域のエネルギーとして安定的に供給していくことを目標とします。



木質バイオマス生産施設



ペレットストーブ



恩賜林ペレット



生産事業 富士山北面の森からの恵みを活用



木工品

昔ながらの伝統技術を生かした木工製品や富士山保全協力金記念品、恩賜林杯の優勝カップ、人々が憩う公園に設置されたベンチなど、身近なところにも地域の木材が使われています。公共の施設や民間の住宅などにも地域材の利用を促進することは、林業の発展につながり、間伐材の有効活用は健全な森林の保全という役割を担っています。

積極的な地域材の活用を進め、地域経済の活性化となることが森林と人の共生につながるのです。

入会の民、森の人のための場の提供

～森を通じて「生きる力」を育む森林環境教育～

恩賜林組合では、森林の多面的機能を利用し、林業体験など地域の子ども向けのイベント・自然体験会、スポーツイベントなどを通して森林環境学習関連の企画・実践・学習を実施しています。

組合主催の多彩なイベント



おんしりん杯少年サッカー大会



恩賜林杯ゲートボール大会



恩賜林杯少年野球大会

講演会・フォーラム



自然体験会



自然観察



林業体験



スノーシュー体験



恩賜林杯ミニバス大会



木に触れ、森を感じる。



ふじさんのぬく森
kipo kipo

森林学習施設

ふじさんのぬく森



森林体験・木育を主体とする森林環境教育の拠点として「ふじさんのぬく森キポキポ」を新設しました。この施設は子どもたちが木で作られた玩具や遊具に触れて遊び、木に親しみ、木のぬくもりを感じることで、森林や木の文化に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことを目的としています。

入会の歴史を映像やパネルで紹介するシアターや、森の中を空中散歩するような回廊、隠れ家のようなツリーハウスもあり、幼児から大人まで、みんなで楽しみながら森林環境を学ぶことができます。ワークショップスペースや研修室、木工室など、多彩な設備も充実しているので多目的な利用が可能です。「ふじさんのぬく森キポキポ」は、地域住民はもちろん、県内外からの来訪者にも富士北麓地域の魅力を伝え、地域の発展につなげていく拠点です。



赤ちゃんひろば



ふじのもりひろば



おもちゃのまち



ワークショップスペース木工室



入会シアター



おもちゃのまち



ツリーハウスパーク



豊かな自然環境に恵まれた施設。



恩賜林庭園

標高934.8m、面積約5ヘクタールの大きな庭園。アカマツやカラマツなど、豊かな緑に囲まれた園内には、四季折々の花々が咲く西欧式庭園や、なだらかな丘陵が広がる芝生広場、薬草園や遊具広場もあり、休日ともなれば県内外から多くの家族連れでにぎわいます。



カラマツ散歩路



薬草園



芝生広場



西欧式庭園

富士山五合目管理施設
(富士山五合目総合管理センター)



富士山五合目周辺入会地の管理業務の拠点として、入会地の保護管理、来訪者への入会地の指導・自然解説などの業務を行っています。
また、富士山五合目来訪者に対する登山、自然、文化遺産関連の情報、啓発、防災・救護等の公的役務の提供を複合的に担うセンター機能とするために富士山五合目総合管理センターとして平成26年度から山梨県に賃貸しています。



遊具広場



林間バーベキューハウス



森林学習施設 ふじさんのぬく森キボキボ



木エクラフト館



芝桜

地域住民との
信頼と連携のもと
富士北麓の明日を担います。

執行機関と議会は、富士北麓地域の理想実現の為に、富士吉田市、山中湖村、忍野村(忍草区)と緊密な連携を図りながら、その役割をしっかりと果たしています。

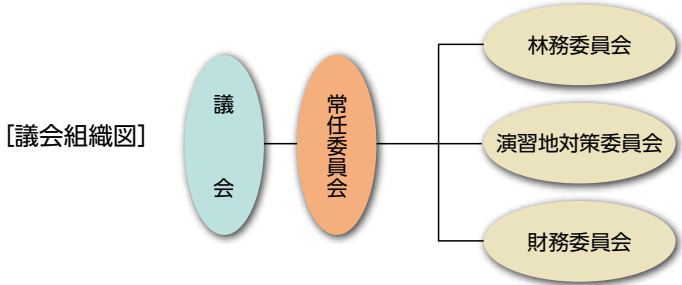


議会

議会は富士吉田市、山中湖村、忍野村議会にて選出された、富士吉田市上吉田地区3名、同下吉田地区3名、同明見地区3名、山中湖村3名、忍野村(忍草区)3名の、計15名の議員によって構成されています。

議員は、富士吉田市、山中湖村、忍野村の代表であると同時に、旧11ヶ村入会住民を代表して、恩賜林の保護と入会に関する事務を共同処弁するという組合任務の達成を主に、議決機関として支えるという責務を担っており、年4回の定例会(3月、6月、9月、12月)に加え、必要に応じて臨時会が招集されます。

また、議会には、円滑な組合運営のために、林務委員会、演習地対策委員会、財務委員会という3つの常任委員会が設置されており、各議員はいずれかの委員会に所属し、その担当分野での審議や調査活動を行っています。



天野 弥一(忍野) 議長 林務委員会委員
藤原 栄作(明見) 副議長 林務委員会委員
太田 利政(下吉田) 財務委員会委員



奥脇 和一(上吉田) 財務委員会委員
羽田 正男(山中湖) 財務委員会委員長
渡辺 利彦(下吉田) 演習地対策委員会委員
戸田 元(上吉田) 林務委員会委員
桑原 守雄(明見) 演習地対策委員会委員
小俣 光吉(上吉田) 演習地対策委員会委員長



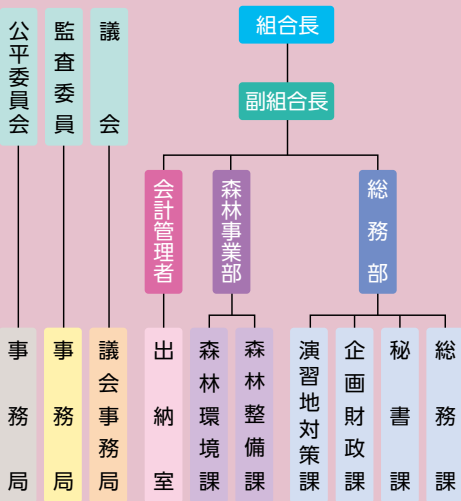
羽田 幸寿(明見) 財務委員会副委員長
渡邊 壽幸(忍野) 演習地対策委員会副委員長
大森 浩義(忍野) 財務委員会委員
渡辺 大喜(下吉田) 林務委員会委員長
長田 一彦(山中湖) 林務委員会副委員長
高村 正人(山中湖) 演習地対策委員会委員

執行機関



組合長 渡辺 正志
副組合長 長田 義道
副組合長 大森 長秀

[行政機構図]



公平委員

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを目的とします。



委員長 渡邊 忠義



委員長職務代理者 大森 信正



委員 城 明

監査委員

組合の財務に関する事務が効率的かつ適正に処理されているか、監査、検査及び審査を行います。



代表監査委員 渡邊 嘉男



代表監査委員代理者 槌屋 正



監査委員 天野 正美



監査委員(議選) 戸田 元

令和2年度一般会計当初予算

歳入

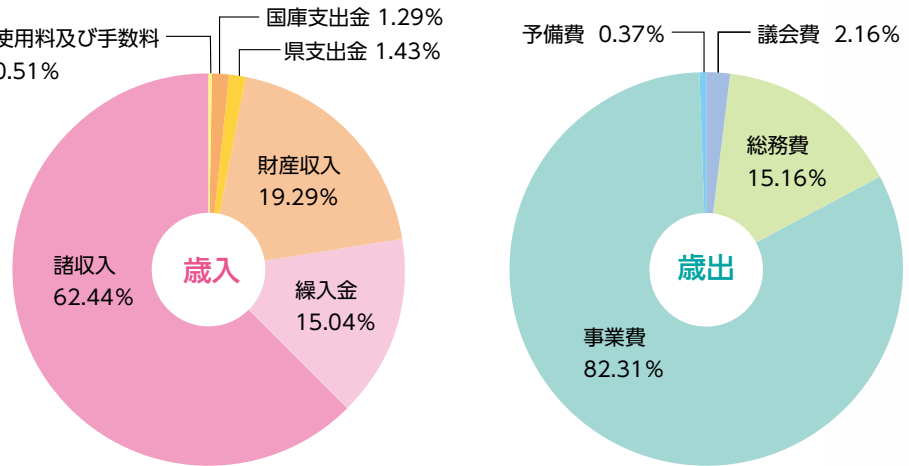
(単位：円)

科目(款)	予算現額
1 使用料及び手数料	13,593,000
2 国庫支出金	34,546,000
3 県支出金	38,391,000
4 財産収入	516,631,000
5 繰入金	402,757,000
6 繰越金	1,000
7 諸収入	1,672,580,000
計	2,678,499,000

歳出

(単位：円)

科目(款)	予算現額
1 議会費	57,843,000
2 総務費	406,117,000
3 事業費	2,204,538,000
4 公債費	1,000
5 予備費	10,000,000
計	2,678,499,000



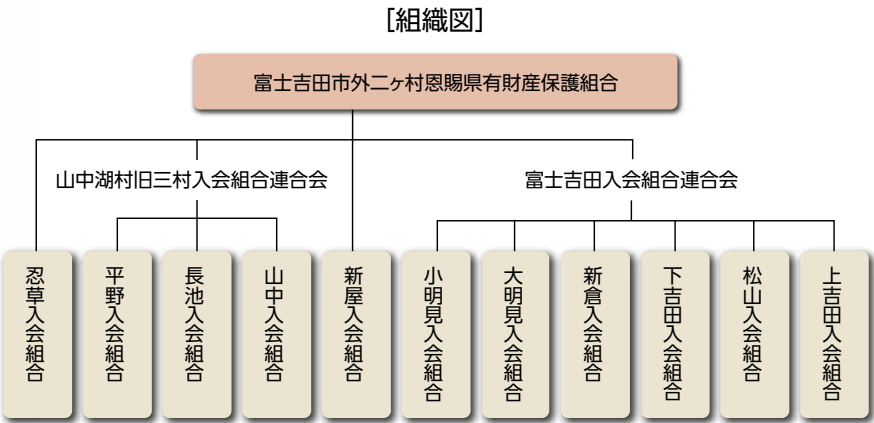
市村配分金交付式

市村配分金

旧11ヶ村を行政区域とする富士吉田市、山中湖村及び忍野区に対しその財政を支援し、もって旧11ヶ村入会住民の福祉向上に資するため交付しています。

市村配分金内訳 (単位：円)		
区分	金額	比率
富士吉田市	1,028,880,000	85.74%
山中湖村	101,040,000	8.42%
忍野村 (内野を除く)	70,080,000	5.84%
合計	1,200,000,000	100%

旧11ヶ村入会組合



江戸時代からこの富士山北面の地を守ってきた旧11ヶ村の人々。度重なる村々の合併などを経た現在も、それぞれの地区の入会組合とその連合体としての旧11ヶ村入会組合は存続し、住民組織として北富士演習場内国有入会地に関する国との協定に臨むとともに、先人から受け継いだ入会権の擁護のための活動を展開しています。



桑原 安男
富士吉田
入会組合連合会長



藤井 與三郎
上吉田入会組合長



堀内 正勝
松山入会組合長



渡辺 忠男
下吉田入会組合長



渡辺 孝夫
新倉入会組合長



吉元 義正
大明見入会組合長



太田 貞一
小明見入会組合長



小俣 一雄
新屋入会組合長



山口 長次
山中湖村旧三村
入会組合連合会長



高村 昌也
山中入会組合長



羽田 幸徳
長池入会組合長



天野 盛一郎
平野入会組合長



渡邊 哲夫
忍草入会組合長



組合の歴史

1736年（元文元年） 丙辰12月6日、富士山北面の入会を巡る11か村の紛争に対し、江戸幕府より山論裁許状が下される。（入会裁判状下達）

1869年（明治 2 年） 6月、版籍奉還の際、旧幕府領の約23,000haが官林に編入される。

1872年（明治 5 年） 2月24日、明治政府「地券渡方規則」発令。これにより、「入会山」は公有林として扱い、関係村々に管理するよう指令が通達される。

1875年（明治 8 年） 1月19日、富士山北麓東側の11か村がそれぞれ合併し5か村となる。

1876年（明治 9 年） 6月26日、梨ヶ原共有地の確定。旧山中村と他の10か村の間で、梨ヶ原の土地が旧山中村の所有であることを認めた上で、他の10か村は各200円を拠出して旧山中村からこの土地を買い取り、以後は入会地の一部とする。その結果、旧11か村の共有地として地券を下布される。

1878年（明治11年） 山梨県が独自の入会山官民区分調査を元に、入会山の官民区分に関する案を作成

1881年（明治14年） 1月、山梨県が「山林原野官民有区分決定方」を政府に提出、許可を得る。官有地約350,000町歩、民有地約3,000町歩に区分する。
2月、明治政府は官有地のうち、森林状態となっている個所をすべて官林に編入する方針を打ち出し、山梨県に通達

1883年（明治16年） 1月26日、山梨県「官民有山林原野草木私下条規」を制定。山林原野のうち、一村または数村が入り会って草木の採取を行ってきた場所で、入山が許可されなければ生活に支障を招く恐れがある場合に限り、樹木については20年、芝草については5年の年期を定めて入会を許可される。

1884年（明治17年） 山梨県「山林保護取締方法設立心得」及び「山林保護取締事務弁理規程」制定

1885年（明治18年） 山梨県「山林掛職務規定」・「山番人服務条規」を制定
12月、皇室財産の基盤を確立する一環として宮内省に御料局を創設

1889年（明治22年） 8月30日、山梨県の入会林野約310,000町歩すべて御料局の管理下に入る。

1890年（明治23年） 9月、「御料地草木私下規則」の制定。住民への草木の私下げは、永年毎年とし、従前から入会慣行のある村または村々を御料地入会団体と認め、御料地保護の責任主体となった。（組合設立の起源）
旧11か村、入会集団として「御料地草木私下規則」を補足する意味で「御料地入会団体規約」を自主的に決議

1892年（明治25年） 12月22日、5か村は「富士山入会御料地並二梨ヶ原共有地監理五ヶ村聯合会」を設置

1895年（明治28年） 12月1日、御料局「入会御料地樹木臨時私下手続」を布達、手続きの簡素化など、改善を図る。

1896年（明治29年） 3月、『富士山入会御料地並二梨ヶ原共有地監理五ヶ村聯合会』は、入林鑑札の発行など、入会についての主導権を明示した「御料地入会団体規約書」を議決。御料局の許可を得て、施行する。

1897年（明治30年） 3月、入会地の民有引き戻し運動を展開。山梨県議会、貴族院、衆議院、農商務省に対して入会山の民有下戻方懇願書などを提出

1898年（明治31年） 9月、入会御料地997町5反2畝22歩を、耕作地として静岡支庁より借り受け、分割利用を開始する。

1900年（明治33年） 3月13日、市制町村制の規定による町村組合として「南都留郡明見村外四ヶ村富士御料地入会団体並ニ五ヶ村共有地二関スル組合」の設置が許可される。以降、地方公共団体となる。

1901年（明治34年） 11月9日、「御料地私下樹木伐採規定」を組合村会で議決。入会団体組合・入会各村（入会集団）・入会個人の関係を律した。

1909年（明治42年） 1月23日、入会御料地約2,000町歩の部分林設定を組合が申請、御料局が許可
3月16日、御料局より入会の条件付抛棄勧告の申し入れがあるが、組合はこれを拒否

1911年（明治44年） 3月11日、明治天皇は山梨県下の御料地を御下賜される。これが、現在の「恩賜県有財産」

1912年（明治45年） 3月28日、山梨県「山梨県恩賜県有財産管理仮規則」公布

1912年（明治45年） 3月18日、「山梨県恩賜県有財産管理規則」および「山梨県恩賜県有財産管理規則施行細則」を公布。土地所有者と入会権者との権利の調整がされる。

1912年（大正元年） 10月14日、「南都留郡明見村外四ヶ村富士御料地入会団体並ニ五ヶ村共有地二関スル組合」を、『福地村外四ヶ村恩賜県有財産保護組合』へ改称

1914年（大正 3 年） 3月18日、山梨県と部分林設定契約締結。1920年（大正9年）までの6年間に亘り、約3,500町歩の部分林設定を行い植林を実施。当時、部分林が入会地の最良の使用方法であった。その後、逐次契約を締結し、現在の部分林設定総面積は1,717ha

1916年（大正 5 年） 3月23日、山梨県、組合に対し恩賜県有財産の一部（754町8,010歩）を不要存置として私下げる。

1926年（大正15年） 9月3日、地元観光開発のため、組合有地の一部（梨ヶ原等228町3310歩）を、富士山麓電気鉄道株式会社（現在の富士急行株式会社）へ売却

1936年（昭和11年） 5月20日、演習地設定のため、陸軍省に組合有地（梨ヶ原・低下等595町6,002歩）を坪28銭で強制買収される。

1938年（昭和13年） 1月27日、北富士演習場設定のため、陸軍省に、県有地の一部（組合部分林、租借地、採草地等1,271町2,001歩）を、坪9銭5厘で強制買収される。

1945年（昭和20年） 10月7日、富士北面入会地のすべてを進駐軍が占領
組合部分林などを着弾地として、射撃演習を実施

1950年（昭和25年） 2月1日、朝鮮戦争勃発。調達命令により、組合保護地、部分林、借地および組合有地の全域が演習地として接収され、組合はすべての経営山林を失う。

1952年（昭和27年） 4月29日、日米講和条約の発効。北富士演習場は、引き続き米軍に提供使用され、組合には経営山林無し

1956年（昭和31年） 3月15日、米進駐軍は沖繩に引き揚げるが、北富士演習場は、引き続き米軍に提供使用され、組合には経営山林無し

1957年（昭和32年） 2月28日、前庁舎竣工
6月22日、米進駐軍の沖繩引き揚げにより、演習場の一部返還。吉田口登山道以西地区の約11,000町歩の入会と、山林経営が可能となる。

1958年（昭和33年） 1月30日、恩賜林被弾木補償の開始

1960年（昭和35年） 6月23日、地位協定の発効。日米安全保障条約第6条に基づき、北富士演習場はそのまま接収提供される。

1962年（昭和37年） 4月30日、林業経営阻害補償覚書の締結

1964年（昭和39年） 4月1日、恩賜県有財産を行政財産に編入。『恩賜林土地利用審議会』を構成し、恩賜林の高度利用を検討開始

1966年（昭和41年） 10月31日、自衛隊違法使用排除請求事件提訴。自衛隊の違法使用により侵された組合権利を守るため、訴えを提起した。

1970年（昭和45年） 7月4日、自衛隊違法使用排除請求裁判に関して、防衛施設庁長官と組合長が「国は使用転換の際に150ha以上の区域の返還に努め、恩賜林組合は訴えを取り下げ、使用転換に協力する」との覚書を締結

1972年（昭和47年） 7月27日、北富士演習場民公有地賃借契約期限が満了となったことを受け、暫定使用協定を締結

1973年（昭和48年） 1月1日、恩賜県有財産土地利用条例を制定。恩賜県有財産を高度利用する場合の県と組合との権利義務の基本を明示
3月30日、演習場が、米軍から自衛隊へ使用転換する。昭和45年7月の覚書を受け、林業整備用地として214haを組合に私下げすることを閣議決定
4月3日、第1次北富士演習場使用協定締結。部分林県有地2,360ha、組合有地108haを5年間貸付
4月10日、昭和45年7月に締結した覚書に基づき、自衛隊違法使用排除請求裁判の訴えを取り下げる。
4月17日、大蔵大臣あてに、国有地私下げ申請書を提出
5月30日、山梨県選出国会議員より「国有地の私下げについて、山梨県の一時預かりとし、林業整備事業定着の時点で組合に再払い下げを行う」という条件付きでのあっせん案を提示される。
8月、国有地私下げについての条件付きあっせん案を受諾する。

1976年（昭和51年）

1977年（昭和52年） 9月24日、国有地214haが、組合造林事業用地として山梨県に私下げられる。
12月27日、北富士県有地の地上権を設定した、第1次分収造林契約を締結
4月10日、第2次北富士演習場使用協定の締結

1978年（昭和53年） 10月1日、現林業センター竣工

1979年（昭和54年） 4月8日、第3次北富士演習場使用協定の締結

1983年（昭和58年） 3月、東富士五湖道路敷地分19.5390haを、演習場から除外

1985年（昭和60年） 7月31日、恩賜林庭園竣工
3月31日、林産物流通施設恩賜林憩いの家竣工

1986年（昭和61年） 3月31日、第1次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定を締結し、北富士演習場内国有入会地を地元関係住民が入会のために使用することについての利害関係を確認
4月10日、第4次北富士演習場使用協定締結
12月5日、林産物流通施設スカイパレス富士竣工

1987年（昭和62年） 5月30日、滝沢林道水場復旧・完成

1988年（昭和63年） 3月27日、第2次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定を締結
3月31日、葉草園竣工
4月8日、第5次北富士演習場使用協定の締結

1992年（平成 4 年） 3月31日、平成4年被害発生年度の補償契約が締結され、入会統制管理損失補償が実現

1993年（平成 5 年） 3月25日、恩賜林ふれあい広場竣工
3月28日、これまでの野草、粗朶の補償に加え、葉草、山野

菜を含めた平成6年被害発生年度の補償契約が締結され、林野雑産物の新規補償が実現する。
3月31日、東富士五湖道路北東部分の県有地8.6084haを、演習場から除外

1996年（平成 8 年） 9月10日、木工施設竣工

1998年（平成10年） 3月28日、第3次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定締結
3月31日、第6次北富士演習場使用協定の締結
8月28日、北富士県有地に係る諸懸案解決のための確認書調印。忍草入会組合との間で立木交換契約締結山梨県と分収育林契約締結

2000年（平成12年） 12月21日、組合議会において組合基本構想が議決される。

2003年（平成15年） 3月26日、第4次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定締結
3月27日、第7次北富士演習場使用協定の締結
7月3日、組合監査委員に関する条例の制定

2004年（平成16年） 3月30日、県知事と組合長が、北富士県有地214haの再私下げ売買契約書に調印

2005年（平成17年） 2月、組合地域新エネルギービジョン策定

2006年（平成18年） 2月、組合地域新エネルギービジョン策定（重点テーマに係わる詳細調査）
3月、北富士組合有地の長期的な林業整備計画を作成

2007年（平成19年） 8月、北富士組合有地（土丸尾地区）において共生林づくりの一環として観察歩道等の整備を行う。

2008年（平成20年） 3月22日、第5次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定締結
3月27日、第8次北富士演習場使用協定の締結

2011年（平成23年） 1月、インドで開催された第13回国際コモンズ学会において第14回世界大会が北富士の地で開催されることが決定
5月30日、国際コモンズ学会、総合地球環境学研究所及び富士吉田市外ニヶ村恩賜県有財産保護組合との間で「国際コモンズ学会第14回世界大会」開催に向けた基本協定締結
7月25日、「国際コモンズ学会北富士大会組織委員会」発足

2013年（平成25年） 3月23日、第6次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定締結
3月28日、第9次北富士演習場使用協定締結
6月3～7日、国際コモンズ学会第14回世界大会（北富士大会）開催

2014年（平成26年） 3月、恩賜林百年の森づくり構想策定

2015年（平成27年） 4月10日、木質バイオマス生産施設操業開始

2018年（平成30年） 3月24日、第7次北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定締結
3月29日、第10次北富士演習場使用協定締結

2020年（令和2年） 7月23日、森林学習施設開館

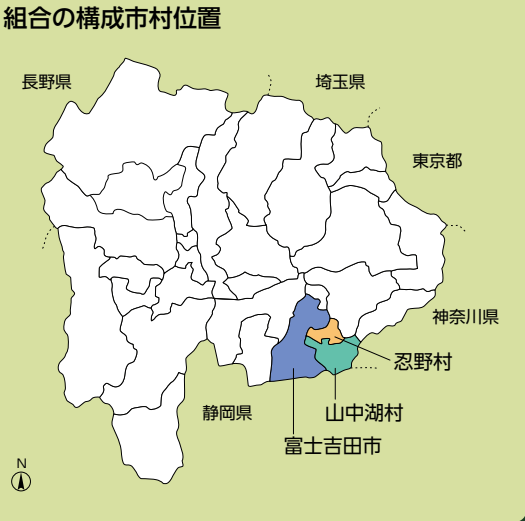
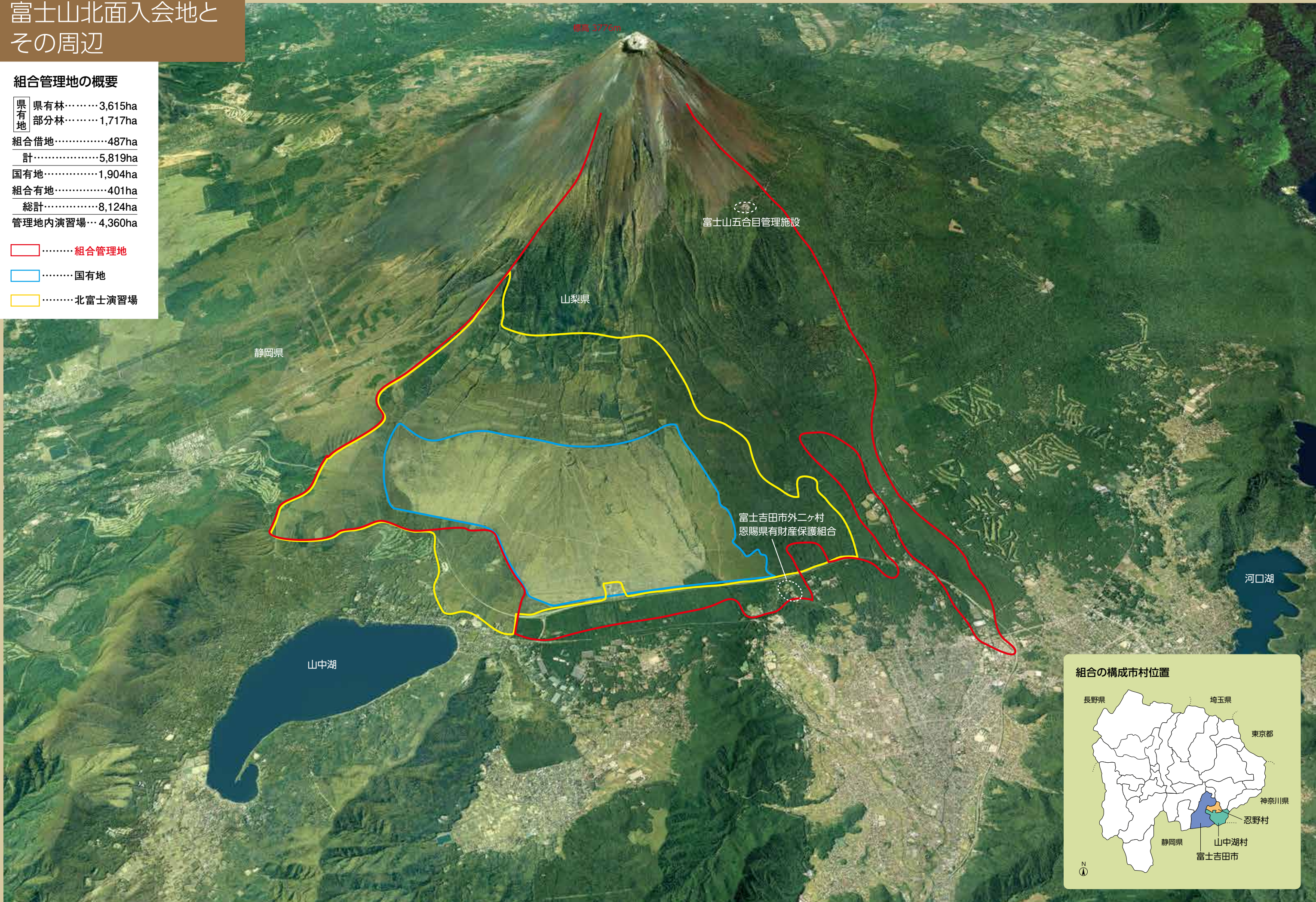


富士山北面入会地とその周辺

組合管理地の概要

県有地	県有林	3,615ha
	部分林	1,717ha
組合借地		487ha
計		5,819ha
国有地		1,904ha
組合有地		401ha
総計		8,124ha
管理地内演習場		4,360ha

- 組合管理地
- 国有地
- 北富士演習場





富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田5605番地3

TEL(0555) 22-3355 FAX(0555) 23-3425

ホームページ <http://www.onshirin.jp/>

メールアドレス kumiai@onshirin.jp

